

諮問日：平成31年1月15日（平成30年度（情）諮問第26号）

答申日：令和元年9月20日（令和元年度（情）答申第13号）

件名：東京地方裁判所民事訟廷事務室の訴状審査票等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「東京地裁民事訟廷事務室で使用している訴状審査票その他訴訟書類を受付する際のチェックシート（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が平成30年12月13日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

東京地方裁判所民事訟廷事務室に提出される訴状その他の訴訟書類は、裁判手続のために提出されるものであり、司法行政事務のためにその記載事項等を点検する必要はないことから、訴状審査票その他訴訟書類を受付する際のチェックシートを司法行政事務に関して作成し、又は取得する必要はなく、東京地方裁判所内を探索したが、いずれも存在しなかった。

### 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成31年1月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和元年5月24日 審議
- ④ 同年7月19日 審議
- ⑤ 同年8月23日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、裁判所における訟廷事務は、①受訴裁判所の手続に関する事務又は裁判所書記官が独立して遂行する事務のうち、裁判官又は裁判所書記官が他の裁判所職員の補助を求めうる裁判事務で、一か所に統合して画一的に処理するに適する事務と、②司法行政事務のうち、きわめて裁判事務に密接した事務とを合わせたものをいい、事件の受付に関する事務については、上記①の裁判事務に属する事務に該当するといえることができる。

このことを踏まえて検討すれば、民事訟廷事務室に提出される訴状その他の訴訟書類の受付及びその際の記載事項等の点検に関する事務は、裁判事務に該当するといえることができるから、本件開示申出文書を司法行政事務に関して作成し、又は取得する必要はないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、東京地方裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、東京地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、東京地方裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長            高   橋            滋

委            員            久   保            潔

委            員            門   口   正   人